

得不

第十四条 會員ニテ本会ノ目的ニ違背スル者ハ理事会
ノ決議ニ依リテ五日以下ノ過怠金ヲ課ス

情狀ニヨリテ本会ヲ除名スルコトヲ得

附則

第十五条 本則以外必要ナル細則ハ會長ニ於テ之ヲ定ム

(四月二十五日(星期日)報告會後、五月十九日報告)

昭和25年4月
664

日本製鋼所広島工場争議情報 (第二報)

一、争議(座)ノ役割制

二、争議(座)ノ全本部ニ集ルルモノノ約六十名ニテ以テ
ノ結果者争議永續ノ見込ヲ多ク議院制ヲ定ム

一、解任通告書ノ送付

一、而シテ一般幹部等ノ意向向ニ異ニテ工場側ヲ何等ノ面ニ
テ之ヲ突然ノ所成スル、後由テ争議ノ解任通告書
ヲ一紙送付スルコト也。四十五名分ヲ送付セルコトヲ
解任者五名ノ内十五名ハ是等ノ工場側ニ於テ解任方ニ送付